

東海第二発電所 工事計画審査資料	
資料番号	補足-140-12 改0
提出年月日	平成30年9月3日

設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書
に係る補足説明資料のうち
補足-140-12 【基本設計方針から工認添付説明書および
様式-1への展開表
(浸水防護施設)】

平成30年9月
日本原子力発電株式会社

基本設計方針から工認添付説明書および様式-1への展開表

【対象施設：その他附属施設 浸水防護施設】

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
-	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	-	- (用語の定義のみ)
-	<p>第1章 共通項目</p> <p>浸水防護施設の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象 (2.2 津波による損傷を除く。), 3. 火災, 5. 設備に対する要求 (5.5 安全弁等, 5.6 逆止め弁, 5.7 内燃機関を除く。), 6. その他」の基本設計方針については, 原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p>	-	1. 共通的に適用される設計
-	<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 津波による損傷の防止</p> <p>1.1 耐津波設計の基本方針</p> <p>設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が設置(変更)許可を申請した基準津波によりその安全性又は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう, 遡上への影響要因及び浸水経路等を考慮して, 設計時にそれぞれの施設に対して入力津波を設定するとともに津波防護対象設備に対する入力津波の影響を評価し, 影響に応じた津波対策を講じる設計とする。</p> <p>【6条1】【51条1】</p> <p>また, 重大事故等対処施設が, 基準津波を超え敷地に遡上する津波(確率論的リスク評価において全炉心損傷頻度に対して津波のリスクが有意となる津波。以下「敷地に遡上する津波」という。)に対して, 重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮することができるよう, 遡上への影響要因及び浸水経路等を考慮して, 設計時にそれぞれの施設に対して入力津波を設定するとともに津波防護対象設備に対する入力津波の影響を評価し, 影響に応じた津波対策を講じる設計とする。</p> <p>【54条1】</p> <p>なお, 津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針</p> <p>2. 耐津波設計の基本方針</p> <p>V-1-1-2-2-3 入力津波の設定</p> <p>V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>V-1-1-2-2-5 津波防護に関する施設の設計方針</p>	2.1 耐津波設計の基本方針の設定

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式 1 への反映結果
変更前	変更後		
	<p>設備は、入力津波に対して機能を十分に保持できる設計とする。</p> <p>【6条2】 【51条2】 【54条2】</p> <p>敷地に遡上する津波の高さは、防潮堤及び防潮扉の高さを超えることから、防潮堤及び防潮扉は、津波の越流時の耐性を確保することで防潮堤の高さを維持し、防潮堤内側の敷地への津波の流入量を抑制する設計とする。また、止水性を維持し第2波以降の繰返しの津波の襲来に対しては、防潮堤内側の敷地への津波の流入又は回り込みを防止する設計とする。</p> <p>【54条3】</p>		
—	<p>(1) 津波防護対象設備</p> <p>a. 基準津波に対する津波防護対象設備</p> <p>設計基準対象施設が、基準津波により、その安全性が損なわれるおそれがないよう、津波から防護すべき施設は、設計基準対象施設のうち「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1及びクラス2に該当する構築物、系統及び機器（以下「津波防護対象設備」という。）とする。</p> <p>【6条3】</p> <p>津波防護対象設備の防護設計においては、津波により防護対象施設に波及的影響を及ぼすおそれのある防護対象施設以外の施設についても考慮する。</p> <p>【6条4】</p> <p>また、重大事故等対処施設及び可搬型重大事故等対処設備についても、設計基準対象施設と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないよう、津波防護対象設備に含める。</p> <p>【51条3】</p> <p>さらに、津波が地震の随件事象であることを踏まえ、耐震Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）を含めて津波防護対象設備（以下、上記に示した津波防護対象施設をまとめて「基準津波に対する津波防護対象設備」という。）とする。</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針</p> <p>2.1.1 津波防護対象設備</p> <p>V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>2. 設備及び施設の設置位置</p>	2.2 津波防護対象設備の選定

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>【6条5】</p> <p>b. 敷地に遡上する津波に対する防護対象設備 敷地に遡上する津波から防護すべき施設は、重大事故等対処施設とし、基準津波への対策と同様に、重大事故等対処施設を内包する建屋及び区画を高台に配置するか又は建屋及び区画の境界に浸水防護対策を講じることで、内包する重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>【54条4】</p> <p>また、常設重大事故防止設備及び設計基準事故対処設備と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないよう、可搬型重大事故等対処設備も含めて津波防護対象設備（以下「敷地に遡上する津波に対する防護対象設備」という。）とする。</p> <p>非常用取水設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）は、緊急用海水系の流路であることから、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備とする。</p> <p>【54条5】</p> <p>残留熱除去系海水系ポンプ、非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機用海水ポンプ（以下「非常用海水ポンプ」という。）は、防潮堤及び防潮扉を越流した津波により海水ポンプ室が冠水状態となることで機能喪失する前提であることから、非常用海水ポンプ並びに同ポンプから海水が供給される高圧炉心スプレィ系及び非常用ディーゼル発電機は防護すべき施設の対象外とする。</p> <p>【54条6】</p>		
-	<p>1.2 入力津波の設定</p> <p>各施設・設備の設計又は評価に用いる入力津波として、敷地への遡上に伴う入力津波（以下「遡上波」という。）と取水路、放水路等の経路からの流入に伴う入力津波（以下「経路からの津波」という。）を設定する。</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針</p> <p>2.1.2 入力津波の設定</p> <p>V-1-1-2-2-2 基準津波の概要</p>	<p>2.3 入力津波の設定</p> <p>2.5.2 要求機能及び性能目標</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式 1 への反映結果
変更前	変更後		
	<p>【6条6】【51条4】 敷地に遡上する津波についても上記と同様とするが、遡上波については、防潮堤外側及び防潮堤内側でそれぞれ設定する。</p> <p>【54条7】 入力津波の設定の諸条件の変更により、評価結果が影響を受けないことを確認するために、評価条件変更の都度、津波評価を実施する運用とする。</p> <p>【6条7】【51条5】【54条8】 (1) 基準津波による入力津波の設定 a. 遡上波による入力津波 遡上波については、遡上への影響要因として、敷地及び敷地周辺の地形及びその標高、河川等の存在、設備等の設置状況並びに地震による広域的な隆起・沈降を考慮して、遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を評価する。 遡上する場合は、基準津波の波源から各施設・設備の設置位置において算定される津波高さとして設定する。また、地震による変状又は繰返し襲来する津波による洗掘・堆積により地形又は河川流路の変化等が考えられる場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を評価する。</p> <p>【6条8】【51条6】</p>	<p>V-1-1-2-2-3 入力津波の設定 4. 入力津波の設定</p> <p>V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>V-1-1-2-2-5 津波防護に関する施設の設計方針</p>	
	<p>b. 経路からの津波による入力津波 経路からの津波については、浸水経路を特定し、基準津波の波源から各施設・設備の設置位置において算定される時刻歴波形及び津波高さとして設定する。</p> <p>【6条9】【51条7】</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針 2.1.2 入力津波の設定</p> <p>V-1-1-2-2-3 入力津波の設定 4. 入力津波の設定</p> <p>4.3 経路からの津波</p>	<p>2.3 入力津波の設定</p> <p>2.4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の実施</p>
	<p>c. 水位変動 上記 a. 及び b. においては、水位変動として、朔望平均満潮位 T.P. +0.61 m、朔望平均干潮位 T.P. -0.81 m を考慮する。 上昇側の水位変動に対しては、潮位のばらつきとして朔望平均満潮位の標準偏差 0.18 m を考慮して設定する。</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針 2.1.2 入力津波の設定</p> <p>V-1-1-2-2-3 入力津波の設定 4. 入力津波の設定</p>	<p>2.3 入力津波の設定</p> <p>2.4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の実施</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式 1 への反映結果
変更前	変更後		
	<p>下降側の水位変動に対しては、潮位のばらつきとして朔望平均干潮位の標準偏差 0.16 m を考慮して設定する。</p> <p>【6条10】 【51条8】</p> <p>地殻変動については、基準津波の波源である茨城県沖から房総沖に想定するプレート間地震による広域的な地殻変動及び 2011 年東北地方太平洋沖地震による広域的な地殻変動を余効変動を含めて考慮する。</p> <p>茨城県沖から房総沖に想定するプレート間地震による広域的な地殻変動については、基準津波の波源モデルを踏まえて、Mansinha and Smylie (1971) の方法により算定しており、敷地地盤の地殻変動量は、0.31 m の沈降を考慮する。広域的な余効変動を含む 2011 年東北地方太平洋沖地震による地殻変動については、発電所敷地内にある基準点による G P S 測量及び国土地理院の観測記録を踏まえて 0.2 m と設定する。なお、2011 年東北地方太平洋沖地震により地殻の沈降が生じたが、余効変動により回復傾向が続いている。発電所周辺の電子基準点(日立)における国土地理院の観測記録では、地震前と比較すると 2017 年 6 月で約 0.2 m 沈降しており、広域的な余効変動を含む 2011 年東北地方太平洋沖地震による地殻変動として設定した 0.2 m の沈降と整合している。</p> <p>【6条11】 【51条9】</p> <p>上昇側の水位変動に対して安全評価する際には茨城県沖から房総沖に想定するプレート間地震による地殻変動量 0.31 m の沈降と広域的な余効変動を含む 2011 年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量 0.2 m の沈降を考慮する。</p> <p>下降側の水位変動に対して安全評価する際には茨城県沖から房総沖に想定するプレート間地震による地殻変動量 0.31 m の沈降と広域的な余効変動を含む 2011 年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量 0.2 m の沈降は考慮しない。</p>	4.1 考慮事項	

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式 1 への反映結果
変更前	変更後		
	<p>また、入力津波が有する数値計算上の不確かさを考慮することを基本とする。</p> <p>なお、防潮堤ルート変更（北側エリア縮小）による影響も考慮し、防潮堤ルート変更前後のそれぞれについて算定された数値を安全側に評価する。</p> <p>【6条 12】【51条 10】</p>		
	<p>(2) 敷地に遡上する津波による入力津波の設定</p> <p>a. 遡上波による入力津波</p> <p>敷地に遡上する津波による入力津波の遡上波の遡上への影響要因等については、基準津波と同様である。</p> <p>防潮堤外側の敷地においては、津波の波源から各施設・設備の設置位置において算定される津波高さとして設定する。また、地震による変状又は繰返し襲来する津波による洗掘・堆積により地形又は河川流路の変化等が考えられる場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を評価する。</p> <p>【54条 9】</p> <p>防潮堤内側の敷地においては、防潮堤を越流した津波の数値シミュレーション結果を踏まえ、各施設・設備の設置位置における浸水深として設定する。防潮堤内側の遡上波の設定に当たっては、地震による変状が防護対象設備を内包する建屋及び区画への遡上経路に及ぼす影響を評価する。</p> <p>評価に当たっては、津波の越流時の耐性を有する防潮堤及び防潮扉をモデル化した数値シミュレーションを実施し入力津波を設定する。また、基準津波における外郭防護 1 として設置する浸水防護施設（津波防護施設及び浸水防護設備）については、敷地に遡上する津波に対して耐性を有する設計とする。</p> <p>【54条 10】</p> <p>また、東海第二発電所原子炉建屋周辺の浸水域、流速等に関する数値シミュレーション結果への影響を確認するために、東海発電所の建屋をモデル化した場合も考慮して評価する。</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針</p> <p>2.1.2 入力津波の設定</p> <p>V-1-1-2-2-2 基準津波の概要</p> <p>V-1-1-2-2-3 入力津波の設定</p> <p>4. 入力津波の設定</p> <p>V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>V-1-1-2-2-5 津波防護に関する施設の設計方針</p>	<p>2.3 入力津波の設定</p> <p>2.5.2 要求機能及び性能目標</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式 1 への反映結果
変更前	変更後		
	<p>さらに、T.P. +11 m の敷地と T.P. +8 m の敷地の間に新たに設置するアクセスルートを経由した T.P. +11 m の敷地への遡上の有無を考慮して評価する。</p> <p>【54 条 11】</p>		
	<p>b. 経路からの津波による入力津波 経路からの津波については、浸水経路を特定し、敷地に遡上する津波の高さを基に各施設・設備の設置位置において算定される時刻歴波形及び津波高さとして設定する。</p> <p>【54 条 12】</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針 2.1.2 入力津波の設定</p> <p>V-1-1-2-2-3 入力津波の設定 4. 入力津波の設定 4.3 経路からの津波</p>	<p>2.3 入力津波の設定 2.4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の実施</p>
	<p>c. 水位変動 上記 a. 及び b. においては、水位変動として、朔望平均満潮位 T.P. +0.61 m、朔望平均干潮 T.P. -0.81 m を考慮するが、津波による港湾内の局所的な海面の固有振動の励起、潮位観測記録に基づく潮位のばらつき及び高潮による変動は考慮しない。</p> <p>【54 条 13】</p> <p>地殻変動については、敷地に遡上する津波の波源である茨城県沖から房総沖に想定するプレート間地震による広域的な地殻変動及び 2011 年東北地方太平洋沖地震による広域的な地殻変動を余効変動を含めて考慮する。</p> <p>茨城県沖から房総沖に想定するプレート間地震による広域的な地殻変動については、基準津波の波源モデルを踏まえて、Mansinha and Smylie(1971)の方法により算定しており、敷地地盤の地殻変動量は、0.46 m の沈降を考慮する。広域的な余効変動を含む 2011 年東北地方太平洋沖地震による地殻変動については、発電所敷地内にある基準点による G P S 測量及び国土地理院の観測記録を踏まえて 0.2 m と設定する。なお、2011 年東北地方太平洋沖地震により地殻の沈降が生じたが、余効変動により回復傾向が続いている。発電所周辺の電子基準点(日立)における国土地理院の観測記録では、</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針 2.1.2 入力津波の設定</p> <p>V-1-1-2-2-3 入力津波の設定 4. 入力津波の設定 4.1 考慮事項</p>	<p>2.3 入力津波の設定 2.4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の実施</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>地震前と比較すると2017年6月で約0.2m沈降しており、広域的な余効変動を含む2011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動として設定した0.2mの沈降と整合している。</p> <p>【54条14】</p> <p>上昇側の水位変動に対して安全評価する際には茨城県沖から房総沖に想定するプレート間地震による地殻変動量0.46mの沈降と広域的な余効変動を含む2011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量0.2mの沈降を考慮する。</p> <p>下降側の水位変動に対して安全評価する際には茨城県沖から房総沖に想定するプレート間地震による地殻変動量0.46mの沈降と広域的な余効変動を含む2011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量0.2mの沈降は考慮しない。</p> <p>敷地に遡上する津波は、上記を初期条件として予め考慮した上で高さを設定し、防潮堤外側における入力津波としていることから数値計算上の不確かさは考慮しない。</p> <p>なお、防潮堤ルート変更による影響も考慮し、防潮堤ルート変更前後のそれぞれについて算定された数値を安全側に評価する。</p> <p>【54条15】</p>		
	<p>1.3 津波防護対策</p> <p>「1.2 入力津波の設定」で設定した入力津波による基準津波に対する津波防護対象設備への影響を、津波の敷地への流入の可能性の有無、漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無、津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無並びに水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無の観点から評価することにより、津波防護対策が必要となる箇所を特定して必要な津波防護対策を実施する設計とする。</p> <p>【6条13】 【51条11】</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針</p> <p>2.1.3 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>3.2 敷地への浸水防止（外郭防護1）に係る評価</p> <p>3.3 漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（外郭防護2）に係る影響評価</p> <p>3.4 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止</p>	<p>2.4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の実施</p> <p><下線部></p> <p>—</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式 1 への反映結果
変更前	変更後		
	<p>また、「1.2 入力津波の設定」で設定した入力津波による敷地に遡上する津波に対する防護対象設備への影響を、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を内包する建屋及び区画への流入の可能性の有無、重大事故等に対処するために必要な機能への漏水の影響の有無及び津波による溢水の影響の有無、並びに水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無の観点から評価することにより、津波防護が必要となる箇所を特定して必要な津波防護対策を実施する設計とする。</p> <p>【54条 16】 <u>入力津波の変更が津波防護対策に影響を与えないことを確認することとし、定期的な評価及び改善に関する手順を定める。</u></p> <p>【6条 14】 【51条 12】 【54条 17】</p>	<p>(内郭防護)に係る影響評価</p> <p>3.5 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止に係る評価</p> <p><下線部> 運用に関する記載であり、保安規定にて対応</p>	
	<p>(1) 敷地への浸水防止 (外郭防護 1)</p> <p>a. 基準津波に対する敷地への浸水防止 (外郭防護 1)</p> <p>(a) 遡上波の地上部からの到達、流入の防止 遡上波による敷地周辺の遡上の状況を加味した浸水の高さ分布を基に、基準津波に対する津波防護対象設備 (非常用取水設備を除く。) を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、遡上波の地上部からの到達、流入の可能性の有無を評価する。</p> <p>流入の可能性に対する裕度評価において、高潮ハザードの再現期間 100 年に対する期待値と、入力津波で考慮した朔望平均満潮位及び潮位のばらつきを踏まえた水位の合計との差を参照する裕度として、設計上の裕度の判断の際に考慮する。</p> <p>【6条 15】 【51条 13】</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針</p> <p>2.1.3 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>3.2 敷地への浸水防止 (外郭防護1)に係る評価</p>	2.4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の実施
	<p>評価の結果、遡上波が地上部から到達し流入するため、基準津波に対する津波防護対象設備 (非常用取水設備を除く。) を内包する建屋又は区画 (緊急時対策所建屋、可搬型重大事故等対処設備保管場所 (西側) 及び可搬型重大事故等対処設備保管場所 (南側) を除</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針</p> <p>2.1.3 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p>	2.4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の実施 <下線部> —

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>く。)の設置された敷地に、遡上波の流入を防止するための津波防護施設として防潮堤及び防潮扉を設置する設計とする。</p> <p>【6条16】【51条14】</p> <p>また、基準津波に対する津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画のうち、緊急時対策所建屋、可搬型重大事故等対処設備保管場所(西側)及び可搬型重大事故等対処設備保管場所(南側)は、津波による遡上波が地上部から到達、流入しない十分高い場所に設置する設計とする。</p> <p>【51条15】</p> <p><u>なお、防潮扉は、原則閉運用とすることを保安規定に定めて管理する。</u></p> <p>【6条17】【51条16】</p>	<p>V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>3.1 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の基本方針</p> <p>3.2 敷地への浸水防止(外郭防護1)に係る評価</p> <p><下線部></p> <p>運用に関する記載であり、保安規定にて対応</p>	
	<p>(b) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止</p> <p>津波の流入の可能性のある経路につながる海水系、循環水系、構内排水路等の標高に基づき、許容される津波高さと経路からの津波高さを比較することにより、基準津波に対する津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地への津波の流入の可能性の有無を評価する。流入の可能性に対する裕度評価において、高潮ハザードの再現期間100年に対する期待値と、入力津波で考慮した朔望平均満潮位及び潮位のばらつきを踏まえた水位の合計との差を参照する裕度とし、設計上の裕度の判断の際に考慮する。</p> <p>【6条18】【51条17】</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針</p> <p>2.1.3 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>3.2 敷地への浸水防止(外郭防護1)に係る評価</p>	2.4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の実施
	<p>評価の結果、流入する可能性のある経路が特定されたことから、基準津波に対する津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋又は区画の設置された敷地並びに建屋及び区画への流入を防止するため、津波防護施設として放水路ゲート及び構内排水路逆流防止設備を設置するとともに、浸水防止設備として取水路点検用開口部浸水</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針</p> <p>2.1.3 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>V-1-1-2-2-3 入力津波の設定</p> <p>4.1 考慮事項</p>	2.4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の実施

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>防止蓋,海水ポンプグラウンドドレン排出口逆止弁,取水ピット空気抜き配管逆止弁,放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋,SA用海水ピット開口部浸水防止蓋,緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋,緊急用海水ポンプグラウンドドレン排出口逆止弁及び緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁の設置並びに防潮堤及び防潮扉下部貫通部の止水処置を実施する設計とする。</p> <p>【6条19】【51条18】 放水路ゲートについては,敷地への遡上のおそれのある津波の襲来前に遠隔閉止を確実に実施するため,重要安全施設(MS-1)として設計する。 <u>また,大津波警報が発表された場合に,放水路を経由して津波の流入を防止するため,循環水ポンプ及び補機冷却用海水ポンプの停止並びに放水路ゲートを閉止する運用を保安規定に定めて管理する。</u></p> <p>【6条20】【51条19】 上記(a)及び(b)において,外郭防護として設置する津波防護施設及び浸水防止設備については,各地点の入力津波に対し,設計上の裕度を考慮する。</p> <p>【6条21】【51条20】</p>	<p>V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>3.1 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の基本方針</p> <p>3.2 敷地への浸水防止(外郭防護1)に係る評価</p> <p><下線部> 運用に関する記載であり,保安規定にて対応</p>	
	<p>b. 敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を内包する建屋及び区画への浸水防止(外郭防護1)</p> <p>(a) 遡上波の地上部からの流入の防止 防潮堤外側及び防潮堤内側の遡上波に対し,敷地に遡上する津波に対する防護対象設備(貯留堰及び取水構造物を除く。)を内包する建屋及び区画への地上部からの到達・流入の有無を評価する。</p> <p>【54条18】</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針</p> <p>2.1.3 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>3.2 敷地への浸水防止(外郭防護1)に係る評価</p>	2.4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の実施
	<p>評価の結果,敷地に遡上する津波は,防潮堤を越流し地上部から防護対象の建屋及び区画に到達するため,敷地に遡上する津波に</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針</p>	2.4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の実施

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式 1 への反映結果
変更前	変更後		
	<p>対する防護対象設備(貯留堰及び取水構造物を除く。)を内包する建屋又は区画(常設代替高圧電源装置置場(西側淡水貯水設備, 高所東側接続口, 高所西側接続口, 西側 S A 立坑, 東側 D B 立坑, 軽油貯蔵タンクを含む。), 緊急時対策所建屋, 可搬型重大事故等対処設備保管場所(西側)及び可搬型重大事故等対処設備保管場所(南側)を除く。)に対する津波防護施設として, 原子炉建屋外壁並びに原子炉建屋原子炉棟水密扉, 原子炉建屋付属棟西側水密扉, 原子炉建屋付属棟東側水密扉, 原子炉建屋付属棟南側水密扉, 原子炉建屋付属棟北側水密扉 1 及び原子炉建屋付属棟北側水密扉 2 (以下「原子炉建屋水密扉」という。)を設置する設計とする。</p> <p>【54 条 19】</p> <p>また, 浸水防止設備として, 原子炉建屋水密扉, 緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋, 緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋, 格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ, 常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ, 常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチ, 常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉を設置する。</p> <p>原子炉建屋 1 階の貫通部及び常設代替高圧電源装置用カルバート(立坑部)の地下 1 階床面貫通部に対しては止水処置を実施する。</p> <p>【54 条 20】</p> <p>敷地に遡上する津波に対する防護対象設備(貯留堰及び取水構造物を除く。)を内包する建屋及び区画のうち, T.P. +11 m 以上の標高の敷地に設置する常設代替高圧電源装置置場(西側淡水貯水設備, 高所東側接続口, 高所西側接続口, 西側 S A 立坑, 東側 D B 立坑, 軽油貯蔵タンクを含む。), 緊急時対策所建屋及び可搬型重大事故等対処設備保管場所(西側)及び可搬型重大事故等対処設</p>	<p>2.1.3 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>3.1 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の基本方針</p> <p>3.2 敷地への浸水防止(外郭防護1)に係る評価</p> <p><下線部></p> <p>運用に関する記載であり, 保安規定にて対応</p>	<p><下線部></p> <p>—</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>備保管場所（南側）は、敷地に遡上する津波による遡上波が地上部から到達、流入しない十分高い場所に設置する設計とする。</p> <p>【54条21】 防潮扉の管理は、基準津波に対する管理と同じである。</p> <p>【54条22】</p>		
	<p>(b) 取水路、放水路等の経路からの流入防止津波の流入の可能性のある経路につながる海水系、循環水系、構内排水路等の標高に基づき許容される津波高さと同経路からの津波高さを比較することにより、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地並びに建屋及び区画への津波の流入の可能性の有無を評価する。</p> <p>【54条23】</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針</p> <p>2.1.3 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>3.2 敷地への浸水防止（外郭防護1）に係る評価</p>	<p>2.4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の実施</p>
	<p>評価の結果、流入する可能性のある経路がある場合の津波防護施設及び浸水防止設備として、「a. 基準津波に対する敷地への浸水防止（外郭防護1）(a) 敷地への地上部からの到達、流入の防止」に記載する設備及び屋外二重管内に設置される非常用海水配管の原子炉建屋側貫通部止水処置を設置する設計とする。</p> <p>【54条24】</p> <p>放水路ゲートの設計及び大津波警報発表時の循環水ポンプ、補機冷却用海水ポンプ並びに放水路ゲートの運用については、「a. 基準津波に対する敷地への浸水防止（外郭防護1）(a) 敷地への地上部からの到達、流入の防止」と同じである。</p> <p>【54条25】</p> <p>上記(a)及び(b)の津波防護施設及び浸水防止設備については、各地点の敷地に遡上する津波による入力津波に対する設計上の裕度は考慮しない。</p> <p>【54条26】</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針</p> <p>2.1.3 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>V-1-1-2-2-3 入力津波の設定</p> <p>4.1 考慮事項</p> <p>V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>3.1 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の基本方針</p> <p>3.2 敷地への浸水防止（外郭防護1）に係る評価</p> <p><下線部></p> <p>運用に関する記載であり、保安規定にて対応</p>	<p>2.4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の実施</p> <p><下線部></p> <p>—</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>(2) 漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止(外郭防護2)</p> <p>a. 基準津波における漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止(外郭防護2)</p> <p>(a) 漏水対策</p> <p>経路からの津波が流入する可能性のある取水・放水設備の構造上の特徴を考慮し、取水・放水施設、地下部等において、津波による漏水が継続することによる浸水範囲を想定(以下「浸水想定範囲」という。)するとともに、当該範囲の境界における浸水の可能性のある経路及び浸水口(扉、開口部、貫通口等)について、浸水防止設備を設置することにより、浸水範囲を限定する設計とする。</p> <p>さらに、浸水想定範囲及びその周辺にある津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)に対しては、浸水防止設備として、防水区画化するための設備を設置するとともに、防水区画内への浸水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無を評価する。</p> <p>【6条22】【51条21】</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針</p> <p>2.1.3 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>3.3 漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止(外郭防護2)に係る影響評価</p>	2.4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の実施
	<p>評価の結果、浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響がないよう、排水設備を設置する設計とする。</p> <p>【6条23】【51条22】</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針</p> <p>2.1.3 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>3.1 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の基本方針</p> <p>3.3 漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止(外郭防護2)に係る影響評価</p>	2.4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の実施

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>b. 敷地に遡上する津波における漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（外郭防護2）</p> <p>(a) 漏水対策</p> <p>経路からの津波が流入する可能性のある取水・放水施設の構造上の特徴を考慮し、取水・放水施設、地下部等において、津波による漏水が継続することによる浸水想定範囲として緊急用海水ポンプを内包する緊急用海水ポンプピットの緊急用海水ポンプモータ設置エリアを設定するとともに、当該範囲の境界における浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部、貫通口等）について、浸水防止設備を設置することにより、浸水範囲を限定する設計とする。</p> <p>さらに、浸水想定範囲及びその周辺にある敷地に遡上する津波に対する防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）に対しては、浸水防止設備として、防水区画化するための設備を設置するとともに、防水区画内への浸水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無を評価する。</p> <p>【54条27】</p> <p>敷地に遡上する津波については、防潮堤内側の遡上波に対して格納容器圧力逃がし装置格納槽、常設低圧代替注水系格納槽及び常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）を浸水想定範囲として設定するとともに、当該範囲の境界に浸水防止設備を設置し浸水範囲を限定する設計とする。</p> <p>【54条28】</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針</p> <p>2.1.3 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>3.3 漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（外郭防護2）に係る影響評価</p>	<p>2.4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の実施</p>
	<p>(b) 重大事故等に対処するために必要な機能への影響評価</p> <p>「(a) 漏水対策」で設定した浸水想定範囲には重大事故等に対処するために必要な機能を有する設備が設置されることから、防水区画化するとともに、海水取水経路に直接接続される緊急用海水ポンプピットの緊急用海水ポンプモータ設置エリアについて、漏水</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針</p> <p>2.1.3 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p>	<p>2.4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の実施</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>による浸水を想定しても機能喪失しない設計とする。</p> <p>評価の結果、浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、重大事故等に対処するために必要な機能への影響がないよう、排水設備を設置する設計とする。</p> <p>【54条29】</p>	<p>3.1 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の基本方針</p> <p>3.3 漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（外郭防護2）に係る影響評価</p>	
	<p>(3) 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（内郭防護）</p> <p>a. 基準津波による影響防止</p> <p>(a) 浸水防護重点化範囲の設定</p> <p>設計基準対象施設の津波防護対象設備の浸水防護重点化範囲として、原子炉建屋、使用済燃料乾式貯蔵建屋、海水ポンプ室、常設代替高圧電源装置置場（軽油貯蔵タンク、非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び東側DB立坑を含む。）、常設代替高圧電源装置用カルバート（トンネル部、立坑部及びカルバート部を含む。）及び非常用海水系配管を設定する。</p> <p>【6条24】</p> <p>重大事故等対処施設の津波防護対象設備の浸水防護重点化範囲として、原子炉建屋、海水ポンプ室、非常用海水系配管、緊急時対策所建屋、可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側）、可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側）、格納容器圧力逃がし装置格納槽、常設低圧代替注水系格納槽（代替淡水貯槽）、常設低圧代替注水系ポンプ室、常設低圧代替注水系配管カルバート）、緊急用海水ポンプピット、常設代替高圧電源装置置場（西側淡水貯水設備、高所東側接続口、高所西側接続口、西側SA立坑、東側DB立坑、軽油貯蔵タンク、非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプを含む。）及び常設代替高圧電源装置用カルバート（トンネル部、立</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針</p> <p>2.1.3 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>3.4 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（内郭防護）に係る影響評価</p>	<p>2.4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の実施</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	坑部及びカルバート部を含む。)を設定する。 【51条23】		
	<p>(b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 経路からの津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を基に、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性の有無を評価する。浸水範囲及び浸水量については、地震による溢水の影響も含めて確認する。地震による溢水のうち、津波による影響を受けない範囲の評価については、「2. 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に示す。</p> <p>【6条25】【51条24】 評価の結果、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路、浸水口が特定されたことから、地震による設備の損傷箇所からの津波の流入を防止するための設計基準対象施設の浸水防止設備として、海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋、常設代替高压電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉の設置並びに海水ポンプ室貫通部止水処置、原子炉建屋境界貫通部止水処置及び常設代替高压電源装置用カルバート（立坑部）貫通部止水処置を実施する設計とする。</p> <p>【6条26】 また、重大事故等対処施設の浸水防止設備として、設計基準対象施設の浸水防止設備に加え、緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋、格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ、常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ及び常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチを設置する設計とする。</p> <p>【51条25】 <u>また、浸水防止設備として設置する水密扉については、津波の流入を防止するため、扉の閉止運用を保安規定に定めて管理する。</u></p> <p>【6条27】【51条26】</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針</p> <p>2.1.3 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>3.4 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（内郭防護）に係る影響評価</p> <p><下線部> 運用に関する記載であり、保安規定にて対応</p>	<p>2.4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の実施</p> <p><下線部> —</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式 1 への反映結果
変更前	変更後		
	<p>内郭防護として設置及び実施する浸水防止設備については、貫通部、開口部等の一部分のみが浸水範囲となる場合においても貫通部、開口部等の全体を浸水防護することにより、浸水評価に対して裕度を確保する設計とする。</p> <p>【6 条 28】 【51 条 27】</p>		
	<p>b. 敷地に遡上する津波による影響防止</p> <p>(a) 浸水防護重点化範囲の設定</p> <p>敷地に遡上する津波に対する防護対象設備のうち、重大事故等に対処するために必要な機能を有する重大事故等対処施設の浸水防護重点化範囲は、海水ポンプ室及び非常用海水系配管を除き、「a. 基準津波による影響防止 (a) 浸水防護重点化範囲の設定」と同じである。</p> <p>【54 条 30】</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針</p> <p>2.1.3 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>3.4 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止 (内郭防護) に係る影響評価</p>	2.4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の実施
	<p>(b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策</p> <p>経路からの津波による溢水を考慮した浸水対策の考え方は「a. 基準津波による影響防止 (b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策」と同じである。</p> <p>【54 条 31】</p> <p>評価の結果、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路、浸水口がある場合には、地震による設備の損傷箇所からの津波の流入を防止するための浸水防止設備を設置することとし、「a. 基準津波による影響防止 (b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策」に記載する設備のうち、海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋を除く設備に加え、原子炉建屋水密扉を設置する設計とする。</p> <p>【54 条 32】</p> <p>原子炉建屋水密扉の運用及び管理並びに浸水防止対策の範囲の考え方については、</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針</p> <p>2.1.3 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>3.4 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止 (内郭防護) に係る影響評価</p> <p><下線部></p> <p>運用に関する記載であり、保安規定にて対応</p>	2.4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の実施 <下線部> —

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>「a. 基準津波による影響防止 (b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策」と同じである。</p> <p>【54条33】</p>		
	<p>(4) 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止</p> <p>a. 基準津波における取水性低下及び津波による二次的な影響の防止</p> <p>(a) 非常用海水ポンプ、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの取水性</p> <p>非常用海水ポンプについては、評価水位としての取水ビットでの下降側水位と非常用海水ポンプの取水可能水位を比較し、評価水位が非常用海水ポンプ取水可能水位を下回る可能性の有無を評価する。</p> <p>【6条29】 【51条28】</p> <p>また、緊急用海水ポンプについては、取水箇所であるSA用海水ビット取水塔の天端高さを入力津波高さを比較し、入力津波の下降側水位がSA用海水ビット取水塔の天端高さを下回る時間を時刻歴波形で確認し、この時間を、緊急用海水系の保有水のみで残留熱除去系熱交換器及び補機類の冷却に必要な海水流量が確保可能であるか評価する。</p> <p>【51条29】</p> <p>評価の結果、非常用海水ポンプの取水可能水位を下回ることから、津波防護施設として、海水を貯留するための貯留堰を設置することで、取水性を確保する設計とする。</p> <p>【6条30】 【51条30】</p> <p><u>なお、大津波警報が発表された場合に、引き波による水位低下に対して、非常用海水ポンプの取水性を確保するため、循環水ポンプ及び補機冷却用海水ポンプを停止する手順を保安規定に定めて管理する。</u></p> <p>【6条31】 【51条31】</p> <p>緊急用海水ポンプについては、非常用海水</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針</p> <p>2.1.3 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>3.5 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止に係る評価</p> <p><下線部></p> <p>運用に関する記載であり、保安規定にて対応</p>	<p>2.4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の実施</p> <p><下線部></p> <p>—</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式 1 への反映結果
変更前	変更後		
	<p>ポンプが健全であれば運転しない場合もあるが、津波による引き波時において緊急用海水ポンプを運転したとしても、地下岩盤内に設置した緊急用海水系の保有水のみで残留熱除去系熱交換器及び補機類の冷却に必要な海水流量が確保可能な設計とする。</p> <p>【51 条 32】 非常用海水ポンプについては、津波による上昇側の水位変動に対しても、取水機能が保持できる設計とする。</p> <p>【6 条 32】 【51 条 33】 可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプについても、入力津波の水位に対して、取水性を確保できるものを用いる設計とする。</p> <p>【51 条 34】</p>		
	<p>(b) 津波の二次的な影響による非常用海水ポンプ、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの機能保持確認 基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積に対して、取水口及び取水構造物が閉塞することなく取水口及び取水構造物の通水性が確保できる設計とする。</p> <p>【6 条 33】 【51 条 35】 また、SA用海水ピット取水塔、海水引込み管、SA用海水ピット、緊急用海水取水管及び緊急用海水ポンピットに対しても、閉塞することなくSA用海水ピット取水塔、海水引込み管、SA用海水ピット、緊急用海水取水管及び緊急用海水ポンピットに対して通水性が確保できる設計とする。</p> <p>【51 条 36】 非常用海水ポンプ及び緊急用海水ポンプは、取水時に浮遊砂が軸受に混入した場合においても、軸受部の異物逃し溝から浮遊砂を排出することで、機能を保持できる設計とする。</p> <p>【6 条 34】 【51 条 37】</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針</p> <p>2.1.3 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>3.5 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止に係る評価</p>	2.4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の実施

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプは、浮遊砂の混入に対して、取水性能が保持できるものを用いる設計とする。</p> <p>【51条38】</p>		
	<p>漂流物に対しては、発電所敷地内及び敷地外で漂流物となる可能性のある施設・設備を抽出し、抽出された漂流物となる可能性のある施設・設備が漂流した場合に、非常用海水ポンプへの衝突並びに取水構造物及び貯留堰までの閉塞が生じることがなく非常用海水ポンプの取水性確保並びに取水構造物及び貯留堰までの通水性が確保できる設計とする。</p> <p>【6条35】 【51条39】</p> <p>また、SA用海水ピット取水塔の閉塞が生じることなく、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替中型ポンプの取水性確保並びにSA用海水ピット取水塔から緊急用海水ポンプピットまでの通水性が確保できる設計とする。</p> <p>【51条40】</p> <p><u>発電所敷地内及び敷地外の人工構造物については、設置状況を定期的に確認し評価する運用を保安規定に定めて管理する。また、隣接事業所の人工構造物については、当該事業所との合意文書に基づき、隣接事業所における人工構造物の設置状況を継続的に確認し評価する運用を保安規定に定めて管理する。</u>さらに、従前の評価結果に包絡されない場合は、漂流物となる可能性、非常用海水ポンプ、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの取水性並びに浸水防護施設の健全性への影響評価を行い、影響がある場合は漂流物対策を実施する。</p> <p>【6条36】 【51条41】</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針</p> <p>2.1.3 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>3.5 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止に係る評価</p> <p><下線部></p> <p>運用に関する記載であり、保安規定にて対応</p>	<p>2.4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の実施</p> <p><下線部></p> <p>—</p>
	<p>b. 敷地に遡上する津波における取水性低下及び津波による二次的な影響の防止</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p>	<p>2.4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の実施</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>(a) 緊急用海水ポンプ, 可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの取水性 緊急用海水ポンプ, 可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの取水性については, 敷地に遡上する津波による入力津波に対し「a. 基準津波における取水性低下及び津波による二次的な影響の防止 (a) 非常用海水ポンプ, 緊急用海水ポンプ, 可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの取水性」と同じである。</p> <p>【54条34】</p>	<p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針 2.1.3 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>3.5 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止に係る評価</p>	<p><下線部></p> <p>—</p>
	<p>(b) 津波の二次的な影響による緊急用海水ポンプ, 可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの機能保持確認 緊急用海水ポンプ, 可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの機能保持確認については, 敷地に遡上する津波による入力津波に対し「a. 基準津波における取水性低下及び津波による二次的な影響の防止 (a) 非常用海水ポンプ, 緊急用海水ポンプ, 可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの取水性」に記載する緊急用海水ポンプ, 可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの評価内容と同じである。</p> <p>【54条35】</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針 2.1.3 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>3.5 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止に係る評価</p>	<p>2.4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の実施</p>
	<p>漂流物に対しては, 防潮堤内側を含む発電所敷地内及び敷地外で漂流物となる可能性のある施設・設備を抽出し, 抽出された漂流物となる可能性のある施設・設備が漂流した場合の評価を実施する。</p> <p>【54条36】</p> <p>防潮堤外側で発生する漂流物に対しては, SA用海水ピット取水塔, 海水引込み管, SA用海水ピット, 緊急用海水取水管及び緊急用海水ポンプピットの閉塞が生じることなく, 緊急用海水ポンプの取水性が確保できる設計とする。また, SA用海水ピット取水塔への衝突荷重による影響を評価する。</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針 2.1.3 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>3.5 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止に係る評価</p>	<p>2.4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の実施</p> <p><下線部></p> <p>—</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替中型ポンプは取水性が確保できるものを用いる設計とする。</p> <p>【54条37】</p> <p>防潮堤内側については、防潮堤外側で発生した漂流物の流入の影響評価及び防潮堤内側で発生した漂流物の影響を評価するものとし、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を内包する建屋及び区画への到達の可能性及び到達する場合は衝突荷重による影響を評価する。</p> <p>【54条38】</p> <p>構内排水路逆流防止設備については、防潮堤内側に流入した津波の排水に使用することから、排水時の漂流物、砂等の堆積・混入による影響を考慮した設計とする。また、集水枘底部に砂が堆積した場合に、砂を取り除くことができる設計とするとともに保安規定に砂や漂流物を除去することを定め、排水機能を維持する。</p> <p>【54条39】</p> <p><u>発電所敷地内及び敷地外の人工構造物については、設置状況を定期的に確認し評価する運用を保安規定に定めて管理する。また、隣接事業所の人工構造物については、当該事業所との合意文書に基づき、隣接事業所における人工構造物の設置状況を継続的に確認し評価する運用を保安規定に定めて管理する。</u>さらに、従前の評価結果に包絡されない場合は、漂流物となる可能性、緊急用海水ポンプの取水性及び浸水防護施設の健全性への影響評価を行い、影響がある場合は漂流物対策を実施する。</p> <p>【54条40】</p>	<p><下線部></p> <p>運用に関する記載であり、保安規定にて対応</p>	
	<p>(5) 津波監視</p> <p>a. 基準津波に対する津波監視</p> <p>(a) 津波監視</p> <p>津波監視設備として、敷地への津波の繰返しの襲来を察知し津波防護施設及び浸水防</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針</p> <p>2.1.3 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p>	2.5.2 要求機能及び性能目標

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式 1 への反映結果
変更前	変更後		
	<p>止設備の機能を確実に確保するため、津波・構内監視カメラ、取水ビット水位計及び潮位計を設置する。</p> <p>【6 条 37】 【51 条 42】</p> <p>b. 敷地に遡上する津波に対する津波監視</p> <p>(a) 津波監視</p> <p>津波監視設備については、敷地に遡上する津波に対しては機能を期待しない取水ビット水位計を除き、「a. 基準津波に対する津波監視」と同じである。</p> <p>なお、津波・構内監視カメラのうち、防潮堤に設置する津波・構内監視カメラについては、敷地に遡上する津波により機能喪失が想定されるため、敷地に遡上する津波時は原子炉建屋屋上の津波・構内監視カメラにより、敷地に遡上する津波に対する重大事故等への対処に必要なエリアの監視等を行う。</p> <p>潮位計は、基準地震動 S₀ に耐え、かつ計測範囲の上限を一時的に超えた後も機能喪失しない設計とする。</p> <p>【54 条 41】</p>	<p>V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>3.1 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の基本方針</p>	
	<p>1.4 津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計</p> <p>(1) 基準津波に対する津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計</p> <p>a. 設計方針</p> <p>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備については、「1.2 入力津波の設定」で設定している繰返しの襲来を想定した入力津波に対して、津波防護対象設備の要求される機能を損なうおそれがないよう以下の機能を満足する設計とする。</p> <p>【6 条 38】 【51 条 43】</p> <p>(a) 津波防護施設</p> <p>津波防護施設は、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。</p> <p>津波防護施設のうち防潮堤及び防潮扉については、入力津波高さを上回る高さで設置し、止水性を保持する設計とする。</p> <p>津波防護施設のうち放水路ゲート、構内排</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針</p> <p>2.1.4 津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計方針</p> <p>V-1-1-2-2-5 津波防護に関する施設の設計方針</p> <p>4.1 津波防護施設</p> <p>V-2 耐震性に関する説明書</p> <p>V-2-1 耐震設計の基本方針</p> <p>V-2-1-9 機能維持の基本方針</p> <p>V-3 強度に関する説明書</p> <p>V-3-別添 3 津波又は溢水への配慮が必要な施設の強度に関する説明書</p> <p>V-3-別添 3-1 津波への配慮が必要な施設の強度計算の方針</p>	<p>2.5.2 要求機能及び性能目標</p> <p>2.5.3 津波防護施設の設計</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式 1 への反映結果
変更前	変更後		
	<p>水路逆流防止設備については、入力津波による波圧等に対する耐性を評価し、津波の流入を防止する設計とする。</p> <p>津波防護施設のうち貯留堰については、津波による水位低下に対して、非常用海水ポンプの取水可能水位を保持し、かつ、冷却に必要な海水を確保する設計とする。</p> <p>【6 条 39】 【51 条 44】</p> <p>主要な構造物の境界部には、想定される荷重の作用及び相対変位を考慮し、試験等にて止水性を確認した止水ジョイント等を設置し、止水処置を講じる設計とする。また、鋼製防護壁と取水構造物の境界部には、浸水防止設備として、想定される荷重の作用及び相対変位を考慮し、試験等にて止水性を確認した 1 次止水機構及び 2 次止水機構を多様化して設置し、止水性を保持する設計とする。</p> <p>【6 条 40】 【51 条 45】</p>		
	<p>(b) 浸水防止設備</p> <p>浸水防止設備は、浸水想定範囲等における浸水時及び冠水後の波圧等に対する耐性を評価し、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。</p> <p>また、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に浸水時及び冠水後に津波が流入することを防止するため、当該区画への流入経路となる開口部に浸水防止設備を設置し、止水性を保持する設計とする。</p> <p>【6 条 41】 【51 条 46】</p> <p>浸水防止設備として、取水路点検用開口部浸水防止蓋、海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁、取水ピット空気抜き配管逆止弁、SA 用海水ピット開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンピット点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁、緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁、放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋、海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋、緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針</p> <p>2.1.4 津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計方針</p> <p>V-1-1-2-2-5 津波防護に関する施設の設計方針</p> <p>4.2 浸水防止設備</p> <p>V-2 耐震性に関する説明書</p> <p>V-2-1 耐震設計の基本方針</p> <p>V-2-1-9 機能維持の基本方針</p> <p>V-3 強度に関する説明書</p> <p>V-3-別添 3 津波又は溢水への配慮が必要な施設の強度に関する説明書</p> <p>V-3-別添 3-1 津波への配慮が必要な施設の強度計算の方針</p>	<p>2.5.2 要求機能及び性能目標</p> <p>2.5.4 浸水防止設備の設計</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>蓋,緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋,格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ,常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ,常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチ及び常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉を設置し,入力津波高さ又は津波による溢水の高さに余裕を考慮した高さの水位による静水圧に対する耐性を評価又は試験等により止水性を確認した方法により止水性を保持する設計とする。</p> <p>【6条42】【51条47】</p> <p>浸水防止設備のうち防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置,海水ポンプ室貫通部止水処置,原子炉建屋境界貫通部止水処置並びに常設代替高圧電源装置用カルバート(立坑部)貫通部止水処置については,入力津波高さ又は津波による溢水の高さに余裕を考慮した高さの水位による静水圧に対する耐性を評価又は試験等により止水性を確認した方法により止水処置を実施し,止水性を保持する設計とする。</p> <p>【6条43】【51条48】</p>		
	<p>(c) 津波監視設備</p> <p>津波監視設備は,津波の襲来状況を監視可能な設計とする。津波・構内監視カメラは,波力,漂流物の影響を受けない位置,取水ピット水位計及び潮位計は波力,漂流物の影響を受けにくい位置に設置し,津波監視機能が十分に保持できる設計とする。また,基準地震動S₀に対して,機能を喪失しない設計とする。設計に当たっては,自然条件(積雪,風荷重等)との組合せを適切に考慮する。</p> <p>【6条44】【51条49】</p> <p>津波監視設備のうち津波・構内監視カメラは,所内常設直流電源設備から給電し,暗視機能を有したカメラにより,昼夜にわたり中央制御室及び緊急時対策所から監視可能な設計とする。</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針</p> <p>2.1.4 津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計方針</p> <p>V-1-1-2-2-5 津波防護に関する施設の設計方針</p> <p>4.3 津波監視設備</p> <p>V-2 耐震性に関する説明書</p> <p>V-2-1 耐震設計の基本方針</p> <p>V-2-1-9 機能維持の基本方針</p> <p>V-2-10-2-9-1 津波・構内監視カメラの耐震性についての計算書</p> <p>V-2-10-2-9-2 潮位計の耐震性についての計算書</p> <p>V-2-10-2-9-3 取水ピット水位計の耐震性についての</p>	<p>2.4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の実施</p> <p>2.5.2 要求機能及び性能目標</p> <p>2.5.5 津波監視設備の設計</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式 1 への反映結果
変更前	変更後		
	<p>津波監視設備のうち取水ピット水位計は、所内常設直流電源設備から給電し、T.P. - 7.8 m ~ T.P. + 2.3 m を計測範囲として、非常用海水ポンプが設置された取水ピットの下降側の水位を中央制御室及び緊急時対策所から監視可能な設計とする。また、取水ピット水位計は取水ピットの北側と南側にそれぞれ 1 個ずつ計 2 個を多重化して設置し、漂流物の衝突に対する防止策・緩和策を講じる設計とする。</p> <p>津波監視設備のうち潮位計は、所内常設直流電源設備から給電し、T.P. - 5.0 m ~ T.P. + 20.0 m を計測範囲として、津波の上昇側の水位を中央制御室及び緊急時対策所から監視可能な設計とする。また、潮位計は取水口入口近傍の北側と南側にそれぞれ 1 個ずつ計 2 個を多重化して設置し、漂流物の衝突に対する防止策・緩和策を講じる設計とする。</p> <p>【6 条 45】 【51 条 50】</p>	計算書	
	<p>b. 荷重の組合せ及び許容限界</p> <p>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計に当たっては、津波による荷重及び津波以外の荷重を適切に設定し、それらの組合せを考慮する。また、想定される荷重に対する部材の健全性や構造安定性について適切な許容限界を設定する。</p> <p>【6 条 46】 【51 条 51】</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針</p> <p>2.1.4 津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計方針</p> <p>V-1-1-2-2-5 津波防護に関する施設の設計方針</p> <p>5.2 荷重及び荷重の組合せ</p> <p>V-2 耐震性に関する説明書</p> <p>V-2-1 耐震設計の基本方針</p> <p>V-2-1-9 機能維持の基本方針</p> <p>V-3 強度に関する説明書</p> <p>V-3-別添 3 津波又は溢水への配慮が必要な施設の強度に関する説明書</p>	2.5 津波防護に関する施設の設計方針の設定
	<p>(a) 荷重の組合せ</p> <p>津波と組み合わせる荷重については、原子</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p>	2.5 津波防護に関する施設の設計方針の設定

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式 1 への反映結果
変更前	変更後		
	<p>炉冷却系統施設の基本設計方針「第 1 章 共通項目」のうち「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している自然条件（積雪、風荷重等）及び余震として考えられる地震（S_0-D1）に加え、漂流物による荷重を考慮する。津波による荷重の設定に当たっては、各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介入する不確かさを考慮し、余裕の程度を検討した上で安全側の設定を行う。</p> <p>【6 条 47】 【51 条 52】</p>	<p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針</p> <p>2.1.4 津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計方針</p> <p>V-1-1-2-2-5 津波防護に関する施設の設計方針</p> <p>5.2.2 荷重の組合せ</p> <p>V-2 耐震性に関する説明書</p> <p>V-2-1 耐震設計の基本方針</p> <p>V-2-1-9 機能維持の基本方針</p> <p>V-3 強度に関する説明書</p> <p>V-3-別添 3 津波又は溢水への配慮が必要な施設の強度に関する説明書</p>	
	<p>(b) 許容限界</p> <p>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の許容限界は、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰返し作用を想定し、施設・設備を構成する材料が概ね弾性状態に留まることを基本とする。</p> <p>【6 条 48】 【51 条 53】</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針</p> <p>2.1.4 津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計方針</p> <p>V-1-1-2-2-5 津波防護に関する施設の設計方針</p> <p>5.1 構造強度の設計方針</p> <p>V-2 耐震性に関する説明書</p> <p>V-2-1 耐震設計の基本方針</p> <p>V-2-1-9 機能維持の基本方針</p> <p>V-3 強度に関する説明書</p> <p>V-3-別添 3 津波又は溢水への配慮が必要な施設の強度に関する説明書</p>	2.5 津波防護に関する施設の設計方針の設定
	<p>(2) 敷地に遡上する津波に対する津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計</p> <p>a. 設計方針</p> <p>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備については、「1.2 入力津波の設定」で設定している入力津波に対して、津波防護対象設備の要求される機能を損なうおそれがないよう</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針</p> <p>2.1.4 津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計方針</p> <p>V-1-1-2-2-5 津波防護に関する施設の設計方針</p>	2.5.2 要求機能及び性能目標 2.5.3 津波防護施設の設計

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式 1 への反映結果
変更前	変更後		
	<p>以下の機能を満足する設計とする。</p> <p>防潮堤及び防潮扉については、敷地に遡上する津波の越流時の耐性を確保することで防潮堤の高さ及び止水性を保持するとともに、漂流物の衝突荷重の影響を考慮した設計とする。</p> <p>【54 条 42】</p> <p>(a) 津波防護施設</p> <p>津波防護施設のうち、原子炉建屋外壁、原子炉建屋水密扉、放水路ゲート及び構内排水路逆流防止設備については、敷地に遡上する津波の入力津波による波圧等に対する耐性を評価し、止水性を保持する設計とする。構内排水路逆流防止設備は、漂流物の堆積及び異物の噛み込みによる影響を考慮した設計とする。</p> <p>主要な構造体の境界部に対する設計は、敷地に遡上する津波の入力津波に対して「(1) 基準津波に対する津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計 a. 設計方針」に記載する内容と同じである。</p> <p>【54 条 43】</p>	<p>4.1 津波防護施設</p> <p>V-2 耐震性に関する説明書</p> <p>V-2-1 耐震設計の基本方針</p> <p>V-2-1-9 機能維持の基本方針</p> <p>V-3 強度に関する説明書</p> <p>V-3-別添 3 津波又は溢水への配慮が必要な施設の強度に関する説明書</p> <p>V-3-別添 3-1 津波への配慮が必要な施設の強度計算の方針</p>	
	<p>(b) 浸水防止設備</p> <p>浸水防止設備の設計は、敷地に遡上する津波の入力津波に対して「(1) 基準津波に対する津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計 a. 設計方針」に記載する内容と同じである。</p> <p>浸水防止設備として、「(1) 基準津波に対する津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計 a. 設計方針」に記載する設備（海水ポンプ室ケーブル点検口を除く。）に加え、原子炉建屋水密扉を設置し、止水性を保持する設計とする。</p> <p>浸水防止設備のうち、貫通部止水処置の設計については、敷地に遡上する津波の入力津波に対して「(1) 基準津波に対する津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計 a. 設計方針」に記載する内容と同じである。</p> <p>【54 条 44】</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針</p> <p>2.1.4 津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計方針</p> <p>V-1-1-2-2-5 津波防護に関する施設の設計方針</p> <p>4.2 浸水防止設備</p> <p>V-2 耐震性に関する説明書</p> <p>V-2-1 耐震設計の基本方針</p> <p>V-2-1-9 機能維持の基本方針</p> <p>V-3 強度に関する説明書</p> <p>V-3-別添 3 津波又は溢水への配慮が必要な施設の強度に関する説明書</p> <p>V-3-別添 3-1 津波への配慮が必要な施設の強度計算の方針</p>	<p>2.5.2 要求機能及び性能目標</p> <p>2.5.4 浸水防止設備の設計</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式 1 への反映結果
変更前	変更後		
	<p>(c) 津波監視設備</p> <p>津波監視設備は、津波の襲来状況を監視できる設計とする。津波・構内監視カメラのうち原子炉建屋屋上に設置する津波・構内監視カメラは、波力及び漂流物の影響を受けない位置、潮位計は波力、漂流物の影響を受けない位置に設置し、敷地に遡上する津波に対しても津波監視機能が十分に保持できる設計とする。また、基準地震動 S_s に対して、機能を喪失しない設計とする。さらに、自然条件（積雪、風荷重等）と組合せを適切に考慮する。</p> <p>【54条 45】</p> <p>津波監視設備のうち原子炉建屋屋上に設置する津波・構内監視カメラは、所内常設直流電源設備から給電し、暗視機能を有したカメラにより、昼夜にわたり中央制御室及び緊急時対策所から監視可能な設計とする。</p> <p>津波監視設備のうち潮位計は、所内常設直流電源設備から給電し、計測範囲は T.P. - 5.0 m ~ T.P. + 20.0 m であり、敷地に遡上する津波の第 1 波は、一時的に計測範囲を超えるが、その後も津波の上昇側の水位を中央制御室及び緊急時対策所から監視可能な設計とする。また、潮位計は取水口入口近傍の北側と南側にそれぞれ 1 個ずつ計 2 個を多重化して設置し、漂流物の衝突に対する防止策・緩和策を講じる設計とする。</p> <p>【54条 46】</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針</p> <p>2.1.4 津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計方針</p> <p>V-1-1-2-2-5 津波防護に関する施設の設計方針</p> <p>4.3 津波監視設備</p> <p>V-2 耐震性に関する説明書</p> <p>V-2-1 耐震設計の基本方針</p> <p>V-2-1-9 機能維持の基本方針</p> <p>V-2-10-2-9-1 津波・構内監視カメラの耐震性についての計算書</p> <p>V-2-10-2-9-2 潮位計の耐震性についての計算書</p> <p>V-2-10-2-9-3 取水ピット水位計の耐震性についての計算書</p>	<p>2.4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の実施</p> <p>2.5.2 要求機能及び性能目標</p> <p>2.5.5 津波監視設備の設計</p>
	<p>b. 荷重の組合せ及び許容限界</p> <p>防潮堤及び防潮扉、津波防護施設、浸水防止設備並びに津波監視設備の設計に当たっては、津波による荷重及び津波以外の荷重を適切に設定し、それらの組合せを考慮する。また、想定される荷重に対する部材の健全性や構造安定性について適切な許容限界を設定する。</p> <p>【54条 47】</p>	<p>V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針</p> <p>2.1.4 津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計方針</p> <p>V-1-1-2-2-5 津波防護に関する施設の設計方針</p> <p>5.2 荷重及び荷重の組合せ</p> <p>V-2 耐震性に関する説明書</p>	<p>2.5 津波防護に関する施設の設計方針の設定</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
		V-2-1 耐震設計の基本方針 V-2-1-9 機能維持の基本方針 V-3 強度に関する説明書 V-3-別添 3 津波又は溢水への配慮が必要な施設の強度に関する説明書	
	(a) 荷重の組合せ 津波と組み合わせる荷重については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」のうち「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している自然条件（積雪、風荷重等）及び余震として考えられる地震（ S_a-D1 ）に加え、漂流物による荷重を考慮する。 「1.2 入力津波の設定」に記載のとおり、防潮堤外側における津波荷重の設定に当たっては、敷地に遡上する津波の高さを初期条件として予め設定することから数値計算上の不確かさは考慮しない。 防潮堤内側においては、各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさを考慮し、余裕の程度を検討した上で安全側の設定を行う。 【54条48】	V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針 2.1.4 津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計方針 V-1-1-2-2-5 津波防護に関する施設の設計方針 5.2.2 荷重の組合せ V-2 耐震性に関する説明書 V-2-1 耐震設計の基本方針 V-2-1-9 機能維持の基本方針 V-3 強度に関する説明書 V-3-別添 3 津波又は溢水への配慮が必要な施設の強度に関する説明書	2.5 津波防護に関する施設の設計方針の設定
	(b) 許容限界 防潮堤及び防潮扉、津波防護施設、浸水防止設備並びに津波監視設備の許容限界は、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰返し作用を想定し、施設・設備を構成する材料が概ね弾性状態に留まることを基本とする。 【54条49】	V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針 2.1.4 津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計方針 V-1-1-2-2-5 津波防護に関する施設の設計方針 5.1 構造強度の設計方針 V-2 耐震性に関する説明書 V-2-1 耐震設計の基本方針 V-2-1-9 機能維持の基本方針 V-3 強度に関する説明書	2.5 津波防護に関する施設の設計方針の設定

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
		V-3-別添 3 津波又は溢水への配慮が必要な施設の強度に関する説明書	
	<p>2. 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止</p> <p>2.1 溢水防護等の基本方針</p> <p>設計基準対象施設が、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、その安全性を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>そのために、溢水防護に係る設計時に発電用原子炉施設内で発生が想定される溢水の影響を評価(以下「溢水評価」という。)し、運転状態にある場合は発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、原子炉を高温停止及び、引き続き低温停止することができ、並びに放射性物質の閉じ込め機能を維持できる設計とする。また、停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持できる設計とする。さらに使用済燃料プールにおいては、使用済燃料プールの冷却機能及び使用済燃料プールへの給水機能を維持できる設計とする。</p> <p>【12条1】</p> <p>「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」を踏まえ、溢水により発生し得る原子炉外乱及び溢水の原因となり得る原子炉外乱を抽出し、主給水流量喪失、原子炉冷却材喪失等の運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の対処に必要な機器に対し、単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。</p> <p>これらの機能を維持するために必要な設備(以下「溢水防護対象設備」という。)が発生を想定する没水、被水及び蒸気の影響を受けて、要求される機能を損なうおそれがない設計(多重性又は多様性を有する設備が同時にその機能を損なうおそれがない設計)とする。</p> <p>【12条2】</p>	<p>V-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書</p> <p>V-1-1-8-1 溢水等による損傷防止の基本方針</p> <p>2. 溢水等による損傷防止の基本方針</p> <p>2.1 防護すべき設備の設定</p> <p>2.3 溢水評価及び防護設計方針</p> <p>V-1-1-8-2 防護すべき設備の設定</p> <p>2. 防護すべき設備の設定</p>	<p>3.1 基本方針の設定</p> <p>3.2 防護すべき設備の設定</p> <p>3.3.2 溢水評価及び防護設計方針</p>
	<p>重大事故等対処設備に期待する機能については、溢水影響を受けて設計基準事故対処設備並びに使用済燃料プールの冷却設備及び給水設備(以下「設計基準事故対処設備等」という。)と同時に機能を</p>	<p>V-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書</p> <p>V-1-1-8-1 溢水等による損傷防止の基本方針</p> <p>2. 溢水等による損傷防止の基本方針</p>	<p>3.1 基本方針の設定</p> <p>3.2 防護すべき設備の設定</p> <p>3.3.2 溢水評価及び防護設計方針</p> <p>(3) 管理区域外への漏えい防止に関する溢水評価及</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式 1 への反映結果
変更前	変更後		
	<p>損なうおそれがないよう、被水及び蒸気影響に対しては可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り、没水の影響に対しては溢水水位を考慮した位置に設置又は保管する。</p> <p>【54条25】 溢水影響に対し防護すべき設備（以下「防護すべき設備」という。）として溢水防護対象設備及び重大事故等対処設備を設定する。</p> <p>【12条3-1】 なお、施設定期検査時については、使用済燃料プール、原子炉ウェル及びドライヤセパレータプールのスロッシングにより発生する溢水をそれぞれのプール等へ戻すことで、原子炉建屋原子炉棟 6 階よりも下層階に流下させない設計とし、原子炉建屋原子炉棟 6 階よりも下層階に設置される防護すべき設備がその機能を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>【12条3-2】 発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備（ポンプ、弁、使用済燃料プール、サイトバンカプール、原子炉ウェル、ドライヤセパレータプール）から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止する設計とする。</p> <p>【12条4】 <u>溢水評価条件の変更により評価結果が影響を受けないことを確認するために、評価条件変更の都度、溢水評価を実施することとし保安規定に定めて管理する。</u></p> <p>【12条5】</p>	<p>2.1 防護すべき設備の設定</p> <p>2.3 溢水評価及び防護設計方針</p> <p>V-1-1-8-2 防護すべき設備の設定</p> <p>2. 防護すべき設備の設定</p> <p><下線部> 運用に関する記載であり、保安規定にて対応</p>	<p>び防護設計方針</p> <p><下線部></p> <p>—</p>
—	<p>2.2 防護すべき設備の設定</p> <p>溢水によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(以下「重要度分類審査指針」という。)における分類のクラス 1、クラス 2 及びクラス 3 に属する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>この中から、溢水防護上必要な機能を有する構築物、系統及び機器を選定する。</p>	<p>V-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書</p> <p>V-1-1-8-1 溢水等による損傷防止の基本方針</p> <p>2. 溢水等による損傷防止の基本方針</p> <p>2.1 防護すべき設備の設定</p> <p>V-1-1-8-2 防護すべき設備の設定</p> <p>2. 防護すべき設備の設定</p>	<p>3.2 防護すべき設備の設定</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>具体的には、運転状態にある場合には原子炉を高温停止、引き続き低温停止することができ、並びに放射性物質の閉じ込め機能を維持するため、停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するため、及び使用済燃料プールの冷却機能及び給水機能を維持するために必要となる、重要度分類審査指針における分類のクラス1、2に属する構築物、系統及び機器に加え、安全評価上その機能を期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器を抽出する。</p> <p>以上を踏まえ、防護すべき設備のうち溢水防護対象設備として、重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器、並びに、使用済燃料プールの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な構築物、系統及び機器を選定する。</p> <p>【12条6】 また、重大事故等対処設備も防護すべき設備として選定する。</p> <p>【12条7】</p>		
-	<p>2.3 溢水源及び溢水量の設定</p> <p>溢水影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水（以下「想定破損による溢水」という。）、発電所内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水（以下「消火水の放水による溢水」という。）並びに地震に起因する機器の破損及び使用済燃料プール等のスロッシングにより生じる溢水（以下「地震起因による溢水」という。）を踏まえ、溢水源及び溢水量を設定する。</p> <p>また、その他の要因による溢水として、地下水の流入、地震以外の自然現象、機器の誤作動等により生じる溢水（以下「その他の溢水」という。）の影響も評価する。</p> <p>【12条8】</p>	<p>V-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書</p> <p>V-1-1-8-1 溢水等による損傷防止の基本方針</p> <p>2.2 溢水評価条件の設定</p> <p>V-1-1-8-3 溢水評価条件の設定</p> <p>2. 溢水源及び溢水量の設定</p>	<p>3.3.1 溢水評価条件の設定</p> <p>(1) 溢水源及び溢水量の設定</p>
-	<p>想定破損による溢水では、単一の配管の破損による溢水を想定して、配管の破損箇所を溢水源として設定する。</p> <p>また、破損を想定する配管は、内包する流体のエネルギーに応じて、高エネルギー配管又は低エネルギー配管に分類する。</p>	<p>V-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書</p> <p>V-1-1-8-1 溢水等による損傷防止の基本方針</p> <p>2.2 溢水評価条件の設定</p> <p>V-1-1-8-3 溢水評価条件の設定</p>	<p>3.3.1 溢水評価条件の設定</p> <p>(1) 溢水源及び溢水量の設定</p> <p><下線部></p> <p>-</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>高エネルギー配管は、「完全全周破断」、低エネルギー配管は、「配管内径の1/2の長さで配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラック」(以下「貫通クラック」という。)を想定した溢水量とする。</p> <p>ただし、高エネルギー配管についてはターミナルエンド部を除き応力評価の結果により、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリの配管であれば発生応力が許容応力の0.8倍以下であれば破損を想定せず、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ以外の配管であれば発生応力が許容応力の0.4倍を超え0.8倍以下であれば「貫通クラック」による溢水を想定した評価とし、0.4倍以下であれば破損は想定しない。</p> <p>また、低エネルギー配管については、発生応力が許容応力の0.4倍以下であれば破損は想定しない。</p> <p><u>発生応力と許容応力の比較により破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施することとし保安規定に定めて管理する。</u></p> <p><u>高エネルギー配管のうち、高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%又はプラント運転期間の1%より小さいことから低エネルギー配管とする系統については、運転時間実績管理を実施することとし保安規定に定めて管理する。</u></p> <p>【12条9】</p>	<p>2. 溢水源及び溢水量の設定</p> <p><下線部> 運用に関する記載であり、保安規定にて対応</p>	
	<p>消火水の放水による溢水では、消火活動に伴う消火栓からの放水を溢水量として設定する。発電所内で生じる異常状態(火災を含む。)の拡大防止のために設置されるスプリンクラ及び格納容器スプレイ系統からの溢水については、防護すべき設備が溢水影響を受けない設計とする。</p> <p>【12条10】</p> <p>地震起因による溢水では、流体を内包することで溢水源となり得る機器のうち、基準地震動S₀による地震力により破損するおそれがある機器及び使用済燃料プールのスロッシングによる漏れ水を溢水源として設定する。</p>	<p>V-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書</p> <p>V-1-1-8-1 溢水等による損傷防止の基本方針</p> <p>2.2 溢水評価条件の設定</p> <p>V-1-1-8-3 溢水評価条件の設定</p> <p>2. 溢水源及び溢水量の設定</p>	<p>3.3.1 溢水評価条件の設定</p> <p>(1) 溢水源及び溢水量の設定</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>耐震Sクラス機器については、基準地震動S₀による地震力によって破損は生じないことから溢水源として想定しない。また、耐震B及びCクラス機器のうち耐震対策工事の実施又は設計上の裕度の考慮により、基準地震動S₀による地震力に対して耐震性が確保されているものについては溢水源として想定しない。</p> <p>溢水源となる配管については破断形状を完全全周破断を考慮した溢水量とし、溢水源となる容器については全保有水量を考慮した溢水量とする。</p> <p>また、使用済燃料プールのスロッシングによる溢水量の算出に当たっては、基準地震動S₀により発生する使用済燃料プールのスロッシングにて使用済燃料プール外へ漏えいする溢水量を算出する。</p> <p>また、施設定期検査中においては、使用済燃料プール、原子炉ウェル及びドライヤセパレータプールのスロッシングによる漏えい水を溢水源とし溢水量を算出する。</p> <p>【12条11】</p>		
	<p>その他の溢水については、地下水の流入、降水、屋外タンクの竜巻による飛来物の衝突による破損に伴う漏えい等の地震以外の自然現象に伴う溢水、機器の誤作動、弁グランド部、配管フランジ部からの漏えい事象等を想定する。</p> <p>溢水量の算出に当たっては、漏水が生じるとした機器のうち防護すべき設備への溢水の影響が最も大きくなる位置で漏水が生じるものとして評価する。</p> <p>また、溢水量の算出において、隔離による漏えい停止を期待する場合には、漏えい停止までの適切な隔離時間を考慮し、配管の破損箇所から流出した漏水量と隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水量を合算して設定する。<u>なお、手動による漏えい停止の手順は、保安規定に定めて管理する。</u></p> <p>【12条12】</p>	<p>V-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書</p> <p>V-1-1-8-1 溢水等による損傷防止の基本方針</p> <p>2.2 溢水評価条件の設定</p> <p>V-1-1-8-3 溢水評価条件の設定</p> <p>2. 溢水源及び溢水量の設定</p> <p><下線部></p> <p>運用に関する記載であり、保安規定にて対応</p>	<p>3.3.1 溢水評価条件の設定</p> <p>(1) 溢水源及び溢水量の設定</p> <p><下線部></p> <p>—</p>
	<p>2.4 溢水防護区画及び溢水経路の設定</p> <p>溢水影響を評価するために、溢水防護区画及び溢水経路を設定する。</p> <p>溢水防護区画は、防護すべき設備が設置されてい</p>	<p>V-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書</p> <p>V-1-1-8-1 溢水等による損傷防止の基本方針</p> <p>2.2 溢水評価条件の設定</p>	<p>3.3.1 溢水評価条件の設定</p> <p>(2) 溢水防護区画及び溢水経路の設定</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>る全ての区画並びに中央制御室及び現場操作が必要な設備へのアクセス通路について設定する。</p> <p>溢水防護区画は壁、扉、堰、床段差等、又はそれらの組み合わせによって他の区画と分離される区画として設定し、溢水防護区画内外で発生を想定する溢水に対して、当該区画内の溢水水位が最も高くなるように保守的に溢水経路を設定する。</p> <p>また、消火活動により区画の扉を開放する場合は、開放した扉からの消火水の伝播を考慮した溢水経路とする。</p> <p><u>溢水経路を構成する水密扉に関しては、扉の閉止運用を保安規定に定めて管理する。</u></p> <p><u>また、原子炉建屋原子炉棟6階の大物機器搬入口開口部及び燃料輸送容器搬出口開口部に関して、キヤスク搬出入時における大物機器搬入口用溢水拡大防止堰（鋼板部）及び燃料輸送容器搬出口用溢水拡大防止堰（鋼板部）の取り外しの運用並びに原子炉建屋原子炉棟6階の残留熱除去系A系及びB系の熱交換器ハッチ開口部に関して、ハッチを開放する場合における原子炉建屋原子炉棟止水板6-1（高さ0.70 m以上）及び原子炉建屋原子炉棟止水板6-2（高さ0.70 m以上）の設置の運用を保安規定に定めて管理する。</u></p> <p>【12条13】</p>	<p>V-1-1-8-3 溢水評価条件の設定</p> <p>3. 溢水防護区画及び溢水経路の設定</p> <p><下線部></p> <p>運用に関する記載であり、保安規定にて対応</p>	<p><下線部></p> <p>—</p>
—	<p>2.5 防護すべき設備を内包する建屋内及びエア内で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針</p> <p>(1) 没水の影響に対する評価及び防護設計方針</p> <p>発生を想定する溢水量、溢水防護区画及び溢水経路から算出される溢水水位と防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがある高さ（以下「機能喪失高さ」という。）を評価し、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>また、溢水の流入状態、溢水源からの距離、人員のアクセス等による一時的な水位変動を考慮し、機能喪失高さは溢水による水位に対して裕度を確保する設計とする。</p> <p>【12条14】</p>	<p>V-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書</p> <p>V-1-1-8-1 溢水等による損傷防止の基本方針</p> <p>2.3 溢水評価及び防護設計方針</p> <p>2.4 溢水防護に関する施設の設計方針</p> <p>V-1-1-8-4 溢水影響に関する評価</p> <p>2. 溢水評価</p> <p>V-1-1-8-5 溢水防護施設の詳細設定</p> <p>2. 設計の基本方針</p> <p>3. 要求機能及び性能目標</p> <p>4. 機能設計</p>	<p>3.3.2 溢水評価及び防護設計方針</p> <p>(1) 防護すべき設備に関する溢水評価及び防護設計方針</p> <p>a. 没水影響評価</p> <p>3.4.2 溢水伝播を防止する設備</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>没水の影響により、防護すべき設備が溢水による水位に対し機能喪失高さを確保できないおそれがある場合は、溢水水位を上回る高さまで、溢水により発生する水圧に対して止水性（以下「止水性」という。）を維持する壁、扉、堰、逆流防止装置又は貫通部止水処置により溢水伝播を防止するための対策を実施する。</p> <p>止水性を維持する浸水防護施設については、試験又は机上評価にて止水性を確認する設計とする。</p> <p>【12条15】</p>		
—	<p>(2) 被水の影響に対する評価及び防護設計方針</p> <p>溢水源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被水及び天井面の開口部若しくは貫通部からの被水が、防護すべき設備に与える影響を評価する。</p> <p>防護すべき設備は、浸水に対する保護構造（以下「保護構造」という。）を有し、被水影響を受けても要求される機能を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>保護構造を有さない場合は、機能を損なうおそれがない配置設計又は被水の影響が発生しないよう当該設備が設置される溢水防護区画において水消火を行わない消火手段（ハロゲン化物消火設備による消火、二酸化炭素自動消火設備による消火、消火器による消火）を採用する設計とする。</p> <p>保護構造により要求される機能を損なうおそれがない設計とする設備については、評価された被水条件を考慮しても要求される機能を損なうおそれがないことを設計時に確認する。</p> <p><u>消火対象以外の設備への誤放水がないよう、消火水放水時に不用意な放水を行わない運用とすることとし保安規定に定めて管理する。</u></p> <p>【12条16】</p>	<p>V-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書</p> <p>V-1-1-8-1 溢水等による損傷防止の基本方針</p> <p>2.3 溢水評価及び防護設計方針</p> <p>2.4 溢水防護に関する施設の設計方針</p> <p>V-1-1-8-4 溢水影響に関する評価</p> <p>2. 溢水評価</p> <p>V-1-1-8-5 溢水防護施設の詳細設定</p> <p>2. 設計の基本方針</p> <p>3. 要求機能及び性能目標</p> <p>4. 機能設計</p> <p><下線部></p> <p>運用に関する記載であり、保安規定にて対応</p>	<p>3.3.2 溢水評価及び防護設計方針</p> <p>(1) 防護すべき設備に関する溢水評価及び防護設計方針</p> <p>b. 被水影響評価</p> <p><下線部></p> <p>—</p>
—	<p>(3) 蒸気影響に対する評価及び防護設計方針</p> <p>区画内で発生を想定する漏えい蒸気、区画間を拡散する漏えい蒸気及び破損想定箇所近傍での漏えい蒸気の直接噴出による影響について、設定した空調条件や解析区画条件により評価する。</p>	<p>V-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書</p> <p>V-1-1-8-1 溢水等による損傷防止の基本方針</p> <p>2.3 溢水評価及び防護設計方針</p> <p>2.4 溢水防護に関する施設の設計方針</p>	<p>3.3.2 溢水評価及び防護設計方針</p> <p>(1) 防護すべき設備に関する溢水評価及び防護設計方針</p> <p>c. 蒸気影響評価</p> <p>3.4.3 蒸気影響を緩和する設備</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式 1 への反映結果
変更前	変更後		
	<p>蒸気曝露試験又は試験困難な場合等に実施した机上評価により、防護すべき設備の健全性を確認した条件が、漏えい蒸気による環境条件(温度、湿度及び圧力)を満足し、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがない設計又は配置とする。</p> <p>【12条17】</p> <p>漏えい蒸気の影響により、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがある場合は、漏えい蒸気影響を緩和するための対策を実施する。</p> <p>具体的には、蒸気の漏えいを早期に自動検知し、直ちに自動隔離を行うために、自動検知・遠隔隔離システム(温度検出器、蒸気遮断弁、検知制御・監視盤)を設置する。所内蒸気系統に設置する蒸気遮断弁は、隔離信号発信後 30 秒以内に自動隔離する設計とする。</p> <p>蒸気の漏えいの自動検知及び自動遠隔隔離だけでは防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがある配管破断想定箇所には、防護カバーを設置し、防護カバーと配管のすき間(両側合計 3 mm 以下)を設定することで漏えい蒸気影響を緩和する設計とする。</p> <p>【12条18】</p> <p>また、主蒸気管破断事故時等には、原子炉建屋原子炉棟内外の差圧による原子炉建屋外側ブローアウトパネル(設置枚数 10 枚、開放差圧 6.9 kPa 以下)の開放により、溢水防護区画内において蒸気影響を軽減する設計とする。</p> <p>【12条19】</p>	<p>V-1-1-8-4 溢水影響に関する評価</p> <p>2. 溢水評価</p> <p>V-1-1-8-5 溢水防護施設の詳細設定</p> <p>2. 設計の基本方針</p> <p>3. 要求機能及び性能目標</p> <p>4. 機能設計</p>	<p>(1) 自動検知・遠隔隔離システム</p> <p>(2) 防護カバー</p>
-	<p>(4) 使用済燃料プールのスロッシング後の機能維持に関する溢水評価及び防護設計方針</p> <p>使用済燃料プールのスロッシングによる溢水量の算出に当たっては、基準地震動S₀による地震力によって生じるスロッシング現象を三次元流動解析により評価し、使用済燃料プール外へ漏えいする水量を考慮する。</p> <p>その際、使用済燃料プールの初期条件は保守的となるように設定する。</p> <p>算出した溢水量からスロッシング後の使用済</p>	<p>V-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書</p> <p>V-1-1-8-1 溢水等による損傷防止の基本方針</p> <p>2.3 溢水評価及び防護設計方針</p> <p>V-1-1-8-4 溢水影響に関する評価</p> <p>2. 溢水評価</p>	<p>3.3.2 溢水評価及び防護設計方針</p> <p>(1) 防護すべき設備に関する溢水評価及び防護設計方針</p> <p>d. 使用済燃料プールの機能維持評価</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>燃料プールの水位低下を考慮しても、使用済燃料プールの冷却機能及び使用済燃料プールへの給水機能を確保し、それらを用いることにより適切な水温及び遮へい水位を維持できる設計とする。</p> <p>なお、施設定期検査時においては、スロッシングによる溢水が使用済燃料プール、原子炉ウェル及びドライヤセパレータプールへ戻ることにより、スロッシング後にも使用済燃料プールの適切な水温及び遮へい水位を維持できる設計とする。</p> <p>【12条20】</p>		
—	<p>2.6 防護すべき設備を内包する建屋外及びエリア外で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針</p> <p>防護すべき設備を内包する建屋外及びエリア外で発生を想定する溢水である循環水管の伸縮継手の破損による溢水、屋外タンクで発生を想定する溢水、地下水等による影響を評価し、防護すべき設備を内包する建屋内及びエリア内へ溢水が流入し伝播しない設計とする。</p> <p>具体的には、循環水管の伸縮継手による溢水量低減対策及び溢水水位に対して止水性を維持する壁、扉、蓋の設置及び貫通部止水処置を実施し、溢水の伝播を防止する設計とする。</p> <p>【12条21】</p> <p>海水ポンプエリア外及びタービン建屋内における循環水管の伸縮継手の破損による溢水量低減については、循環水管の伸縮継手の破損箇所からの溢水を早期に自動検知し、隔離（地震起因による伸縮継手の破損の場合は自動隔離、それ以外は中央制御室からの遠隔手動隔離）を行うために、循環水系隔離システム（漏えい検知器、循環水ポンプ出口弁、復水器水室出入口弁、検知制御盤及び検知監視盤等）を設置する。隔離信号発信後4分以内に循環水ポンプ及び循環水ポンプ出口弁、復水器水室出入口弁を自動隔離する設計とする。</p> <p>さらに、海水ポンプエリア外の循環水管については、伸縮継手を可撓継手構造に取替え、継手部のすき間（合計14mm以下）を設定する設計とすることで、破損箇所からの溢水量を低減する設計とする。</p>	<p>V-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書</p> <p>V-1-1-8-1 溢水等による損傷防止の基本方針</p> <p>2.3 溢水評価及び防護設計方針</p> <p>2.4 溢水防護に関する施設の設計方針</p> <p>V-1-1-8-4 溢水影響に関する評価</p> <p>2. 溢水評価</p> <p>3. 溢水防護区画を内包する建屋外からの流入防止</p> <p>V-1-1-8-5 溢水防護施設の詳細設定</p> <p>2. 設計の基本方針</p> <p>3. 要求機能及び性能目標</p> <p>4. 機能設計</p>	<p>3.3.2 溢水評価及び防護設計方針</p> <p>(2) 溢水防護区画を内包する建屋外からの流入防止に関する溢水評価及び防護設計方針</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>【12条22】</p> <p>また、地下水に対しては、地震時の排水ポンプの停止により建屋周囲の水位が地表面まで上昇することを想定し、建屋外周部における壁及び貫通部止水処置により防護すべき設備を内包する建屋内へ伝播しない設計とする。</p> <p>【12条23】</p> <p>止水性を維持する浸水防護施設については、試験又は机上評価にて止水性を確認する設計とする。</p> <p>【12条24】</p>		
—	<p>2.7 管理区域外への漏えい防止に関する溢水評価及び防護設計方針</p> <p>放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備（ポンプ、弁、使用済燃料プール、サイトバンカプール、原子炉ウエル、ドライヤセパレータープール）からあふれ出る放射性物質を含む液体の溢水量、溢水防護区画及び溢水経路により溢水水位を評価し、放射性物質を内包する液体が管理区域外に漏えいすることを防止し伝播しない設計とする。なお、地震時における放射性物質を含む液体の溢水量の算出については、要求される地震力を用いて設定する。</p> <p>放射性物質を含む液体が管理区域外に伝播するおそれがある場合には、溢水水位を上回る高さまで、止水性を維持する堰により管理区域外への溢水伝播を防止するための対策を実施する。</p> <p>【12条25】</p>	<p>V-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書</p> <p>V-1-1-8-1 溢水等による損傷防止の基本方針</p> <p>2.3 溢水評価及び防護設計方針</p> <p>2.4 溢水防護に関する施設の設計方針</p> <p>V-1-1-8-4 溢水影響に関する評価</p> <p>2. 溢水評価</p> <p>4. 管理区域外への漏えい防止に関する溢水評価</p> <p>V-1-1-8-5 溢水防護施設の詳細設定</p> <p>2. 設計の基本方針</p> <p>3. 要求機能及び性能目標</p> <p>4. 機能設計</p>	<p>3.3.2 溢水評価及び防護設計方針</p> <p>(3) 管理区域外への漏えい防止に関する溢水評価及び防護設計方針</p>
—	<p>2.8 溢水防護上期待する浸水防護施設の構造強度設計</p> <p>溢水防護区画及び溢水経路の設定並びに溢水評価において期待する浸水防護施設の構造強度設計は、以下のとおりとする。</p> <p>浸水防護施設が要求される機能を維持するため、計画的に保守管理、点検を実施するとともに必要に応じ補修を実施する。</p> <p>【12条26】</p> <p>壁、堰、扉、蓋、逆流防止装置及び貫通部止水処置については、基準地震動S_sによる地震力に対し、地震時及び地震後においても、溢水伝播を防止</p>	<p>V-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書</p> <p>V-1-1-8-5 溢水防護施設の詳細設定</p> <p>2. 設計の基本方針</p> <p>3. 要求機能及び性能目標</p> <p>4. 機能設計</p> <p>V-2 耐震性に関する説明書</p> <p>V-2-1-9 機能維持の基本方針</p> <p>V-3 強度に関する説明書</p> <p>V-3-別添 3 津波又は溢水への配慮が必要な施設の強</p>	<p>3.4.1 要求機能及び性能目標</p> <p>3.4.2 溢水伝播を防止する設備</p> <p>3.4.3 蒸気影響を緩和する設備</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式 1 への反映結果
変更前	変更後		
	<p>する機能を損なうおそれがない設計とする。ただし、放射性物質を含む液体が管理区域外に伝播することを防止するために設置する堰については、要求される地震力に対し、地震時及び地震後においても、溢水伝播を防止する機能を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>漏えい蒸気影響を緩和する防護カバーの設計においては、配管の破断により発生する荷重に対し、蒸気影響を緩和する機能を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>循環水管の伸縮継手の破損箇所からの溢水量を低減する可撓継手及び循環水系隔離システムに係る設備の設計においては、基準地震動S_0による地震力に対し、地震時及び地震後においても、溢水量を低減する機能を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>【12条 27】</p>	<p>度に関する説明書</p> <p>V-3-別添 3-3 溢水への配慮が必要な施設の強度計算の方針</p>	
—	<p>3. 主要対象設備</p> <p>浸水防護施設の対象となる主要な設備について、「表 1 浸水防護施設の主要設備リスト」に示す。</p>	—	<p>—</p> <p>(「主要設備リスト」による)</p>